

「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容について

項 目	修 正 内 容
EALを判断する基準の解釈の記載適正化等による修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ EALを判断する基準に対する解釈の記載適正化による変更 緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断する際の解説の記載を適正化し、解説を解釈に変更 ・ EAL記載構成の見直しによる変更 警戒事態(AL)、施設敷地緊急事態(SE)、全面緊急事態(GE)ごとに整理していた基準と解釈を、緊急事態の進展を見易くするため、事象進展内容で付番した同じ番号毎に一括りとし、併せて原子力規制庁で制定されているEALを判断する基準等の解説を追記
北海道地域防災計画（原子力防災計画編）〔平成28年5月修正〕との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報連絡先として追加された北海道警察本部の反映 ・ 原子力災害対策指針の改正に伴って「緊急被ばく医療」から「原子力災害医療」に変更された名称の反映
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力緊急事態支援組織の拡充による本格運用に伴う変更 ・ 原子力防災資機材等の整備に伴う数量等の変更 ・ 表現の適正化による修正等

(参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容)

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について定める。
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、関係地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放出放射線量評価など応急措置の実施、非常配備体制発令時の防災センターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第4章 原子力災害事後対策の実施	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について定める。
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。